

平成 29 年度 いじめ重大事態に関する再発防止策の取り組み状況について

平成 29 年 3 月 31 日に公表した「いじめ重大事態に関する再発防止検討委員会報告書」（以下「再発防止策」）に掲げられている 8 項目 34 の取組（別紙）について、学校と教育委員会事務局が連携して進めています。「学校の取組」、「教育委員会事務局の取組」、「再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組」の 3 つの視点で 29 年度の取組状況を報告します。

1 学校の取組

いじめ防止対策推進法では、いじめを見落とすことのないよう、いじめられた児童生徒の立場に立ち、いじめを広く捉えています。この定義を正しく理解し、学校での組織的な対応を徹底していくことが重要です。

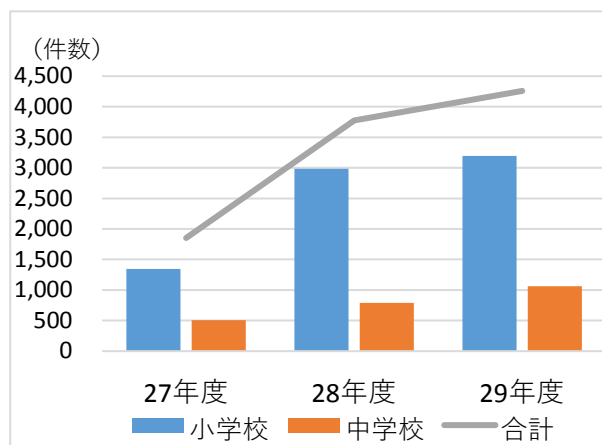
法の定義理解や児童生徒理解等の効果的な研修を通して、学校での組織的な対応が徹底されたことで、29 年度はいじめの認知件数は、前年度に比べ増加しました。いじめの早期発見に向け、さらに正確な認知に努めていきます。

また、認知した事案に対して、適切な支援・指導を行うことにより、早期解決につながるよう積極的に取り組んでいきます。

【いじめの認知件数】（単位：件）

	27 年度	28 年度	29 年度	前年度比
小学校	1,343	2,985	3,196	211
中学校	509	791	1,062	271
計	1,852	3,776	4,258	482

※29 年度件数は暫定値



① 児童生徒理解・法の定義理解のための教職員研修の実施

（再発防止策：1-③、1-⑤、2-①、2-②、2-④、6-③、8-①）

各学校での組織対応の中心となる校長や児童支援・生徒指導専任教諭に対して、『『いじめ』根絶！横浜メソッド』を活用した児童生徒理解やいじめの定義理解の研修等を実施し、各学校での校内研修へつなげました。

また、福島県へ教職員を派遣し、震災後の学校や福島県の放射線教育について研修を実施し、学校において、研修での経験を生かした道徳の授業や学級活動、人権研修等を行いました。

さらに、『『いじめ』根絶！横浜メソッド増補版』として、記録の重要性や事案発生時の対応ポイント、学校教育事務所による支援等についてまとめました。30 年度は、増補版を活用した研修を実施していきます。

※『いじめ』根絶！横浜メソッド…教師のためのいじめ防止・対応マニュアル

児童生徒理解・いじめの定義理解研修

- ・校長への研修（5 月）弁護士による「いじめ」の定義理解
- ・児童支援・生徒指導専任教諭への研修（毎月実施）
いじめの定義、組織体制・対応の流れ、教育相談体制、
地域や関係機関との連携、ネットいじめの現状と対策、等

放射線・被災地理解研修

- ・福島県での教職員派遣研修（7 月 77 人）
- ・人権教育推進担当者への研修（9 月「被災地の現状」）



② 「学校いじめ防止対策委員会」による組織対応の徹底

(再発防止策：1-④、2-③、2-⑤、2-⑦、3-①、3-②、8-③)

複数の教職員によって構成する「学校いじめ防止対策委員会」を、毎月1回以上開催することを徹底し、いじめの認知、対応方針の決定、進捗管理を行い、いじめの解決に組織的に対応しました。引き続き、いじめ防止対策委員会がより効果的に行われるよう、学校を支援していきます。

また、10月に改定した横浜市いじめ防止基本方針を受け、全ての学校で「学校いじめ防止基本方針」の見直しを行い、30年3月までにホームページへ公表しました。改定した方針を全教職員で共有するとともに、児童生徒、保護者、地域等に周知し、連携・協働して取り組んでいきます。

【学校いじめ防止対策委員会の開催状況】(単位：校)

	小学校	中学校	義務教育学校	高等学校	特別支援学校
月1回	259	79	2	9	11
月2～3回	70	33	0	0	1
週1回以上	10	34	0	0	0
計	339	146	2	9	12

【学校いじめ防止対策委員会の役割】

- ・いじめの認知(相談・報告の窓口)
- ・事実確認、指導、支援等の対応方針の決定
- ・認知している事案の進捗管理
- ・学年、学級の様子や気になる児童の情報共有
- ・未然防止のための環境づくり、取組の周知
- ・早期発見のための取組
- ・学校いじめ基本方針に基づく取組、見直し 等
- 定期開催(月1回以上)
- 臨時開催(新たな事案の発生時等)

③ 社会全体でいじめ防止に取り組む「いじめ防止市民フォーラム」の開催(12月2日)

(再発防止策：1-①、4-①、8-③)

「いじめの問題に向き合い、自分や他の人を大切にして関わり合う子ども社会をつくろう」をテーマに、いじめ防止啓発月間中の12月2日に「いじめ防止市民フォーラム」を開催しました。

小学生・中学生が「横浜子ども会議」の取組を生かし、それぞれ学校で行っているいじめ防止の取組について発表を行いました。また、パネルディスカッションでは、「いじめが起きた時、自分には何ができるのか」学校の取組から感じていること、自分がもしいじめにあったら、いじめの場にいたらどうするか、周りにいる大人には何ができるのかを、小学生、中学生、保護者、教職員それぞれの視点から話し合いました。



● 山内小学校 「児童いじめ防止委員会の取組」

- ・子ども主体の「児童いじめ防止委員会」で、毎月情報交換を行いながら、取組を進めている。
- ・年3回は、保護者代表、主任児童委員、警察も参加し、一緒に考える。
- ・この取組により、いじめを注意できる友達も増え、いじめ防止の意識が上がっている。

● 横浜吉田中学校 「いじめ防止の取組」

- ・生徒会の発信により4か国語での「あいさつ運動」を実施(約50%が外国籍等の生徒)
- ・校外での活動も広がり、警察署や商店街、南吉田小学校との連携にもつながった。
- ・学校が「居場所づくり」と「絆づくり」ができる場所でありたいと考え、取り組んでいる。

2 教育委員会事務局の取組

教育委員会事務局に29年度から「緊急対応チーム」を設置し、学校教育事務所と連携して、いじめの早期解決を図っています。また、学校がスクールソーシャルワーカーを積極的に活用することで、区役所等と連携したチームアプローチを進め、児童生徒への適切な支援につなげています。

① 学校教育事務所による保護者や学校への積極的支援

(再発防止策：5-①、5-③)

学校が認知したいじめ事案に対し、指導主事による学校訪問や課題解決支援チーム（スクールソーシャルワーカー・学校支援員含む。）の派遣など、学校の組織的対応を支援しています。また、電話、面接等により、保護者への支援を行い、いじめの早期解決を図っています。

【いじめに関する検討・相談数】 29年度実績

カンファレンスでの検討	98件（延340回）
保護者等からの電話相談	75件（延361回）
学校への訪問対応	95件（延531回）
保護者との面談	54件（延339回）

【学校担当指導主事による支援例】

「いじめられて苦しい」というメモを自宅で見つけた母親が学校教育事務所に相談。報告を受けた学校担当指導主事が母親に直接会い、親子共につらい思いをしていることを聞いた。

学校担当指導主事は学校に状況を伝え、学校と学校教育事務所が密に連携しつつ、学校によるクラス全児童へのアンケートと一人ひとりへの聞き取りを行った。学校は、確認できた事実をもとに、関係した児童への適切な指導を行い、解決に向かった。

② 学校では解決困難な事案に対する「緊急対応チーム」による支援

(再発防止策：5-②、5-④、6-①)

いじめの早期解決を図るため、29年度より、課長、係長、指導主事（学校教育事務所兼務4人）、社会福祉職で構成する「緊急対応チーム」を教育委員会事務局内に設置しました。

学校だけでは解決困難な事案に対し、学校教育事務所と連携し、学校訪問や専門家を活用した支援により、事態の深刻化を防ぎ、早期解決を図っています。

【緊急対応チーム取扱件数】 29年度実績

取扱件数 (カンファレンス実施)		学校訪問 ※2
うち支援終了 ※1		
85件	57件	70件（延370回）

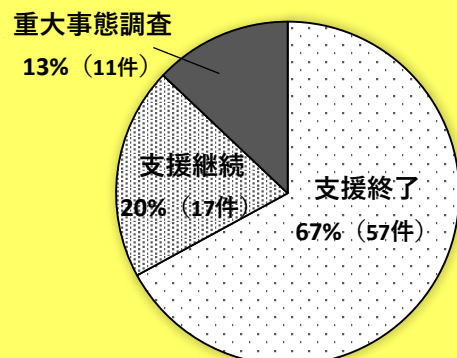
※1 緊急対応チームとしての支援が終了した案件

※2 学校訪問のうちSSW等の専門家同行35件（延172回）

【緊急対応チームによる支援例】

緊急対応チーム指導主事が、学校いじめ防止対策委員会に出席し、助言したことで、組織的な対応や関係機関との連携につながり、学校で適切な初期対応が行われた。また、緊急対応チーム会議でモニタリングを行い、一定期間いじめ行為がなかったことを確認し、いじめは解消した。

【緊急対応チーム取扱件数（85件）の内訳】



③ スクールソーシャルワーカーを活用したチームアプローチの実施と相談窓口の設置

(再発防止策：4-①、4-②、4-③、4-④、1-②、3-③、8-②)

学校が区役所などの関係機関と連携して適切な支援や指導を行えるよう、社会福祉の専門職であるスクールソーシャルワーカー（以下「SSW」）の積極的な活用を進めています。29年度は、教育委員会事務局に係長職のスーパーバイザー1人と学校教育事務所を兼務するチーフSSW4人を配置しました。

30年度は、チーフSSWに代わり正規職のSSW(統括)を各学校教育事務所に配置するとともに、新たに高校、特別支援学校担当のSSWを教育委員会事務局に配置することで支援体制を充実させます。

また、児童生徒と保護者の新たな学校外の相談窓口として29年5月に開設した「学校生活あんしんダイヤル」を通じて、SSWが直接いじめの相談に応じるほか、継続的な支援が必要な場合は学校教育事務所のSSWが引継ぎ、学校とともに解決を図っています。30年度は開設時間を延長して対応します。

【SSWの支援対象人数】29年度実績（単位：人）

小学校	中学校	高等学校	特別支援学校	計
373	146	17	14	550

※28年度：392人

【SSWのいじめへの対応状況】

28年度：28件（うち状況改善23件、進学・転出等5件）

29年度：54件（うち状況改善35件、継続支援中14件
進学・転出等5件）

【あんしんダイヤル相談件数】29年度実績（単位：件）

いじめ	不登校	学校との関係	養育	その他	計
54	42	56	10	20	182

【SSWによる対応例】

クラス内で発生したいじめは解消されたが、精神的な不調を訴え、不登校となる。学校が様々な支援を行うも好転しないため、保護者の不満は学校への不信感となっていた。学校の要請を受けたSSWは、専任教諭らと児童、保護者を入れたケース会議を開催。児童が安心できる環境づくりについて協議、検討したところ、児童はいつでもSOSを発信できることを知り、学校生活に対する不安感が薄まり、登校を再開した。

【あんしんダイヤル対応状況】29年度実績（単位：件）

傾聴・情報提供のみで終了	学校教育事務所SSWが対応	その他
103 (56.6%)	72 (39.6%)	7 (3.8%)

3 再発防止にかかる方針や仕組みづくりへの取組

① 再発防止策等を踏まえた「横浜市いじめ防止基本方針」の周知徹底 (再発防止策：6-②)

10月に改定した「横浜市いじめ防止基本方針」について、今後も、様々な機会を通じ、地域や学校現場等へ広く周知し、いじめ防止の取組を徹底していきます。

② いじめ重大事態の調査結果「公表ガイドライン」の運用等 (再発防止策：6-④、7-①、7-②)

調査結果の公表について、関係当事者への影響を配慮しつつ、再発防止につながられるよう、いじめ問題専門委員会の答申に基づき12月に策定した「公表ガイドライン」を運用していきます。

なお、これまでに重大事態調査案件は16件発生していますが、このうち29年度に2件、30年度に入り1件について、本ガイドラインに基づき調査結果を公表しています。

また、29年6月に「いじめ問題専門委員会」の委員を4人増員し、体制強化を図りました。

③ 情報共有や引継ぎのための仕組みづくり (再発防止策：2-⑥、2-⑦、5-③、5-⑤、5-⑥)

教育委員会事務局における相談記録の情報を共有するシステムの導入に着手しました。31年度以降の本格実施を目指し、制度設計を行います。学校では、研修等を通じて記録の徹底を図るとともに、児童生徒の個人情報として慎重に対応することの重要性を共有します。

④ 小学校高学年における一部教科分担制の推進 (再発防止策：1-④)

小学校高学年における児童の資質・能力を着実に育み、きめ細やかな指導を行うとともに、複数の教職員で児童一人ひとりを見守る体制づくりができるように、一部教科分担制の導入による学年経営力強化の事業計画を策定しました。30年度は8校で試行導入し、実施についての効果検証を行います。

いじめ重大事態に関する再発防止策

再発防止策	
1	児童理解 ①児童生徒一人ひとりが受け入れられていると実感できる受容的な学級づくり ②児童生徒がSOSを発信しやすい仕組みづくり ③児童生徒一人ひとりの心理や特性を見出す児童生徒理解の促進 ④児童一人ひとりを多面的にとらえるための組織体制の整備 ⑤発達の段階に応じた児童生徒指導の徹底
2	校内児童生徒支援体制 ①放射線等に関する教育や被災地理解を進める教育の推進 ②道徳教育、人権教育の充実 ③課題解決に向けた組織的な対応力の向上 ④児童支援専任教諭の体制強化と育成 ⑤校長のマネジメント力強化と、児童支援・生徒指導専任教諭等の課題解決能力の向上 ⑥学校内での組織的な情報共有・引き継ぎの徹底 ⑦「教育を受ける権利」を補償するための支援の確実な実施
3	保護者との関係構築 ①保護者との日常的なコミュニケーションを図る学校体制づくり ②保護者からの相談への組織的な対応 ③学校外の相談窓口の効果的活用
4	関係機関との連携 ①関係機関（多機関）との連携強化 ②スクールソーシャルワーカーの体制強化 ③スクールソーシャルワーカーの人材育成 ④チームアプローチ体制の整備
5	教育委員会事務局の児童生徒支援体制のあり方 ①学校教育事務所による積極的支援 ②緊急対応チームによる支援 ③ケースカンファレンス等による組織的判断の確実な実施 ④迅速な専門家の派遣 ⑤専門相談との情報共有 ⑥いじめ事案の継続的な状況確認
6	いじめ調査方法のあり方 ①学校・学校教育事務所・教育委員会事務局の連携による重大事態調査の判断 ②「横浜市いじめ防止基本方針」の改正を踏まえた再発防止策の推進 ③研修・説明会による制度周知や事例検討による法の確実な運用 ④早期解決に向けた調査体制の拡充
7	調査結果の公表のあり方 ①調査結果公表における個人情報保護関係法令の遵守 ②調査結果公表ガイドラインの作成
8	いじめの定義の理解 ①より効果的な研修の工夫 ②いじめの申し立て窓口の設置 ③保護者や地域に向けた学校の取り組みの発信